

「新成人の皆さんへ」 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときなどの生活を、現役世代みんなどで支えるための仕組みです。

具体的には若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

▼国民年金のポイント

- ・将来の大きな支えになります
- ・国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ・老後のためだけではありません
- ・国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。
- また、遺族年金は、加入

者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

▼学生納付特例制度と若年者納付猶予制度について

・学生納付特例制度
学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。

・若年者納付猶予制度
学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

■広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

第12回広島県障害者技能競技大会（ひろしまアビリンピック）開催

この大会は、障害者個人の技能水準の向上と、その成果を広く社会に周知し、障害者の雇用の促進と社会参加の推進を図ることを目的に開催されます。

▼競技内容

・パソコン技能、ビルクリーニング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、製品パッキング

時1月23日(金)午前9時～午後3時半

所広島障害者職業能力開発校（広島市南区宇品東四丁目1番23号）

■広島高齢・障害者雇用支援センター ☎511・2631



今年も咲かせます「人権の花」



熊野町の人権擁護委員は、11月13・14日の2日間、町内の小学校4校で「人権の花運動」と「人権教室」を実施しました。

「人権の花運動」は、子どもたちが花を育てることを通じて相手の立場を考慮することや協力し合うこと、感謝することの大切さに気づき、思いやりの心を育てるとともに、相手の人権を尊重することを目的に毎年実施しています。今年も各校の2年生と特別支援学級の皆さんにヒヤシンスの球根を贈りました。

人権教室では、紙芝居「お月さま笑ったよ」を通して、お互いの違いを認め合い友達を大切にしたいと子どもたちに伝えました。

児童からは、「私たちの心にも優しい心の花が咲くようにこれからも励んでいきます。」とお礼の言葉を頂きました。

（民生課）



第二小学校児童代表から感謝の言葉をいただきました



第一小学校2年生の皆さんと人権マスコット「あゆみちゃん」との記念写真



人権教室で「紙芝居」をする人権擁護委員と第四小学校2年生の皆さん



第三小学校の児童代表へ人権の花（ヒヤシンスの球根）を贈呈する人権擁護委員

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
16日(金)	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11ヵ月）
20日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
26日(月)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
2月3日(火)	9:30	ふわふわベビー（11ヵ月までの乳児・妊婦）
2月4日(水)	10:30	子育てなるほど講座「イヤイヤ反抗期」

●バステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※バステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場所
13日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）
15日(木)	9:30	中央ふれあい館
2月10日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）

●おひさまルーム

上記日程と1/28(水)以外の9:30～11:30

●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）

※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11ヵ月までの乳児対象）

●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「パパとおひさま」（毎月第2土曜日9:30～11:30）

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰りの親子さん遊びに来てください。もちろんご家族もOK！
※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

●親子のリフレッシュ講座「ほっこり」

ママだけのリラックスタイム。少しのゆとりの時間を楽しみましょう。リフレッシュした後は親子で遊ぼう！
時1月23日(金)10:00～11:30 所子育て支援センター 内お母さんのストレッチ体操 講師:NPO法人熊野健康スポーツ振興会 大歳千絵氏 定15組(託児あり) 料無料 申要申込、定員になり次第締め切り。
親子共に運動のしやすい服装でご参加ください。
※いずれの事業も変更する場合があります。
子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
第2土曜日9:30～11:30
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉

連載 障害者を知り、共に生きる⑤

内部障害について

●内部障害とは

内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では、「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能」の機能障害が定められています。

●こんな事に困っています

・障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため疲れやすく、身体的負担を伴う行動が制限されます。
・障害者用駐車スペースが空いていても、外見から分かりにくいいため、周りから理解されず利用できないことがあります。

・「心臓機能障害」で心臓にペースメーカーなどを使用している人は、携帯電話から発せられる電磁波等の影響で誤作動する恐れがあります。

ます。

・「呼吸器機能障害」のある人は、煙草などにより、大きな影響を受けます。

・「腎臓機能障害」には、人工透析治療を受けている人がいます。定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。

・「ぼうこう・直腸機能障害」で人工肛門・人工ぼうこうを使用している人は、専用のトイレ（オストメイ対応トイレ）が必要です。

●こんな配慮をお願いします。

・「外見からは分かりにくい障害」があることを理解しましょう。
・携帯電話の使用、障害者用駐車場への駐車などルールやマナーを守った行動をしましょう。

・体力が低下しているため、風邪などに感染しやすくなっています。周りの人は注意しましょう。

*「障害者を知り、共に生きる」広島県引用（福祉課）

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。 時1月15日(休)14時～16時
所スペースぶなの森(貴船2番20号) 料無料(飲物、材料などは実費) 画福祉課 ☎820-5605